

---

## 第2節 保存管理、桜の更新及び復元方法

### 1. 保存管理、桜の更新及び復元の課題

宮川堤とそれを取り巻く環境及び構成要素等については、第2章で述べているとおりである。その中から、構成要素の保存管理、桜の更新及び復元のための課題としては、次の4つがあげられる。

#### (1) 新堤防整備に伴う桜の本数及び植樹面積の減少

国土交通省が施工する堤防改修工事において、現況742本の桜の内、221本が伐採対象となっている。宮川堤の桜の鑑賞上の価値として「一目千本桜」といわれた桜並木の規模があげられるが、桜の本数や植樹面積が減少するとこの価値が低下する恐れがある。伐採する桜の本数は必要最小限のものとし、補植や移植等により可能な限り現在の規模を維持するよう配慮することが必要である。

#### (2) 桜の樹齢構成の高齢化

宮川堤の桜の多くは樹齢70年から80年程度と見受けられ、そのほとんどが高齢期を迎えている状態である。補植され30年から40年程度経った桜も交じっているが、桜並木として将来にわたり維持を図るためには、良好な樹齢構成であることが必要である。古木を大切にするとともに、次世代を担う若い木が適切に存在することが重要である。

#### (3) 名勝管理協力者の活動維持の懸念

宮川堤の桜の日常的な維持管理は、名勝管理協力者の宮川保勝会が行っているが、会員の高齢化や財源の問題等で、十分な維持管理が行える状況にならないのが実状である。今後、持続可能で現実的な維持管理の仕組みを整える必要がある。

#### (4) 新堤防整備に伴う桜並木以外の構成要素の環境改変

国土交通省が施工する堤防工事区間には、名勝の本質的価値を構成する3本の水芻堤や、付带的価値を構成する境楠や大日権現社等、複数の要素が存在している。これらの要素は桜並木とともに名勝宮川堤を特徴づけるものであることから、環境の改変は必要最小限のものとし、構成要素の価値が損なわれることのないよう配慮することが必要である。

---

## 2. 保存管理、桜の更新及び復元の方法

保存管理は、市と名勝構成要素の所管機関が密に連携・協働し、実施していく。

### (1) 新たな桜の植樹面積の確保

新たな堤防を築造すると、従来の桜の植樹面積は減少することになる。可能な限り現在の規模を維持するためには、新たに植樹可能となる場所の創出が不可欠である。治水上支障のない環境側帯や死水域等に新たな植樹面積を確保していく。

### (2) 桜の保全と補植

堤防整備が行われても従来どおり保全される桜については、樹勢を回復するための措置を継続的に実施する。テングス病の枝や枯枝の除去、その切断面の腐朽の防止措置、施肥などを行う。

新たな桜の補植については、桜の成長具合を考慮した上で、良好な生育環境となるよう適切な間隔を確保し、樹種も含め、計画的に実施する。

### (3) 名勝管理体制の再構築

伊勢市（教育委員会）は名勝管理者の立場として、桜の維持管理に主体的に取り組む。

また、名勝の管理協力者として位置づけられている宮川保勝会の再構築について地域等と協議し、河川管理者とも協議しながら持続可能な宮川堤の桜の長期管理を実現していく。

### (4) 構成要素の環境整備

名勝の本質的価値や付随的価値を構成する要素は、原則元の位置に留めたまま保全し、その環境整備に当たっては構成要素の存在の明確化に努める。